

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

令和 7年11月 6日

支出負担行為担当官
国立駿河療養所事務長 岡 耕一郎

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び予定数量
医療用消耗品の購入
予定数量 1, 986個
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書及び仕様書(契約書)による。
- (3) 納入期間
令和 7年12月 1日～令和 8年 3月31日
- (4) 納入場所
国立駿河療養所
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(単価)に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のB等級、C等級又はD等級に格付けされ、東海北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - ・資格審査申請書又は添付書類の虚偽の事実を記載した者
 - ・経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (9) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務

に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3. 入札手続き等

- (1) 担当部局
〒412-8512
静岡県御殿場市神山1915
国立駿河療養所会計係 岩瀬 智恵
TEL 0550-87-1711 内線番号 210
- (2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
本公告の公示日の日から3の(1)の場所にて交付する。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から17時まで)
- (3) 入札書の受領期限
令和 7年11月21日(金) 12時00分
- (4) 開札の日時及び場所
令和 7年11月25日(火) 10時00分
国立駿河療養所 本館2階会議室

4. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の(1)に示した物品名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。なお、入札者は開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、5の(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
4の(3)により入札書を提出した入札者であつて、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。